

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）を定める告示案」
 に関する意見募集結果

（別紙 2 - 5）

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	1-1 本ガイドラインの 位置付け（2 ページ・26 行目）	<p>（意見） 認定個人情報保護団体制度の自主的取り組みについて（ア）相互的な扶助・監視・苦情対応等の... と記載されているが、「監視」の文言の削除ないし変更を求める。</p> <p>（理由） 当会は、平成 17 年 12 月 7 日に経済産業省より認定個人情報保護団体として認可を得てから活動を続けている。今回の法改正及びガイドライン「認定個人情報保護団体編」の新設について異論はない。しかし、上記の自主的取り組みに「監視」が加わったことに違和感を覚える。そもそも「監視」とは、広辞苑等で“悪事が起こらないように見張る”、“警戒して見張る”という語義であり、認定個人情報保護団体の役割から逸脱するおそれがある。本来の法の趣旨は、個人情報保護と個人情報の有用性を担保することにある。認定個人情報保護団体の「責任」として、会員への啓発・指導、指針の徹底そして消費者からの苦情・相談に対応し、当該会員への指導、苦情処理に当たってきた。そこに、今回「監視」という文言が入ることは如何なものか？団体の性格上、監視</p>	<p>認定個人情報保護団体は、対象事業者に対して積極的に指導等を行っていくことが求められますが、指導等を行うにあたっては、対象事業者が遵守すべき義務に違反することがないか等に注目することが重要であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>は馴染まないし傘下会員にとっても納得してもらえるか。監視よりも個人情報保護の徹底、「指導」という面を強調すべきと考えるが如何か？</p> <p>【公益社団法人東京グラフィックサービス工業会】</p>	
2	4-2	対象事業者に対する情報の提供（法第47条第1項第2号関係）	<p>32-2 4-2についてそもそも改正前において漏洩等情報は認定個人情報保護団体に提供されていたが、改正法では漏えい等情報の報告は直接PPCになされることとなったので、認定個人情報保護団体が漏えい等情報を受け付けることを前提とした「漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）の情報を参考に、分野ごとの安全管理措置の水準を高め、より実効的な漏えい等の対策が自主的に行われるようにする観点から、漏えい等事案の傾向や求められる対策について対象事業者に対して情報提供を行うことが望ましい。なお、これらの苦情や漏えい等事案の傾向などの情報については、個人情報保護委員会にも共有し、相互に連携を図っていき、全体として実効的な個人情報等の適正な取扱いの確保につなげていくことが重要である。」等の記載は改められるべきである。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>認定個人情報保護団体が対象事業者の漏えい等事案を把握しておくことは、円滑な認定業務の遂行に資するため、個人情報保護委員会等への報告の対象となる事案以外のものを含め、事業分野の実態等を踏まえ、必要に応じて、対象事業者から当該事案の情報を受け付けることは有効と考えられます。</p> <p>対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与するために、把握した情報を踏まえて、漏えい等事案の傾向等を対象事業者に情報提供することは望ましい取組と考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
3	4-3 その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務 (法第 47 条第 1 項 第 3 号関係)	<p>(該当箇所) 認定個人情報保護団体編の 9 ページ・13 行目 (意見) 「事業者が複数の認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合において、当該対象事業者の過度な負担とならないよう努める必要がある。」とあるが、具体的にどのような対応が考えられるか等の方向性をお示しいただきたい。方向性が示されない中で、認定団体に対応が委ねられることは、各団体の対応のばらつきが生じることも想定され、実質的に事業者の過度な負担とならないような対応が困難であると思料する。 (理由) より有益な認定団体活動を行うため</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>	<p>認定個人情報保護団体によって、漏えい等事案の報告を求める内容や方法等は異なると考えられるため、方向性等について一律にはお答えしかねますが、例えば、既に、ある認定個人情報保護団体が特定の様式で対象事業者から漏えい等の報告を受けている場合において、別の認定個人情報保護団体が同一の対象事業者から漏えい等の報告を求めるにあたり、同一の様式での対応で可能とすること等が考えられます。</p>
4	6 個人情報保護指針 (法第 53 条、規則 第 24 条～第 26 条 関係)	<p><頁 行目> 11 頁 21 行目 <意見> 意見①< (※) 個人情報保護指針の策定上の留意点> (※) 個人情報保護指針の策定上の留意点として、自主ルール部分がない場合に、通則ガイドライン等を単にそのまま網羅的に記載することや、自主ルール部分が僅少である場合に、通則ガイド</p>	<p>前半については、賛同の御意見として承ります。 後半については、本意見募集は本ガイドライン案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ライン等の網羅的な記載に加え、その該当箇所が明確ではない記載振りとすることは、次の理由により、適当ではない。</p> <p>策定上の留意点として、個人情報保護指針は、網羅的な記載を避け、自主ルールのみでの記載で足りると明記したことに賛成します。</p> <p>関連して、監督官庁の作成する「分野別ガイドライン」についても同様の考え方に統一されるよう、個人情報保護保護委員会から、関係官庁に働きかけをしていただくことを希望します。</p> <p><理由> 数百ページの資料で、自主ルール部分の読み取りを容易にすることで、事業者の理解と対応をスムーズにするため。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	
5	その他	<p>(該当場所) 認定個人情報保護団体編（全般）</p> <p>(意見) 認定個人情報保護団体制度に特化したガイドラインを新たに定めることについて賛同する。</p>	賛同の御意見として承ります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由)</p> <p>個人情報の利活用の推進と個人の権利利益の保護のバランスをより高水準で確保するために認定個人情報保護団体を通じた自主的な取組みの実施が不可欠であることは、これまで当連盟及び会員放送局が行ってきた取組みを通して既実感しているところである。</p> <p>認定個人情報保護団体制度に特化したガイドラインを定め、認定個人情報保護団体に求められる役割や望ましい取組の方向性、具体的な業務等を示すことは、認定個人情報保護団体制度に対する個人情報取扱事業者や本人の理解の推進と、同制度の利用の一層の拡充に資するものであり、個人情報保護施策としてあるべき方向性であると考えます。</p> <p>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	
6	その他	<p>32-1 対象事業者以外のアウトサイダーに関する苦情処理等、非対象事業者に関する活動についてどのように考えるべきかを、ガイドラインにおいて示すべきではないか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>認定個人情報保護団体は、個人情報等の適正な取扱いの確保のために、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情処理等の業務を行うこととされているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
7	その他	<p>4. 認定個人情報保護団体編について</p> <p>認定個人情報保護団体として、ガイドライン改正案の内容に賛成する。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人医療データベース協会】	